

提案議案等を問う

令和4年 第2回定例会 各委員会における質疑等(要旨)

各議案等の要旨や結果は、9面をご覧ください。

総務委員会

【議案の審査】

■議案第43号 専決処分について

Q 令和4年度税制改正に伴う国分寺市市税賦課徴収条例の改正で、固定資産税等の負担調整措置を令和4年度に限り行うということだが、市民への周知はどのように行うのか。

A 令和4年度の固定資産税等の納税通知書と一緒に、当該特例措置に関する案内を同封して周知している。

■議案第45号 国分寺市公共調達条例の一部を改正する条例について

Q 法律や東京都の条例などに改正があった場合の市の例規のチェック体制は、どのようになっているのか。

A 政策法務課や各担当課に改正に関する通知があり、その後、当該改正の内容を手作業でチェックしている。政策法務課が中心となって、しっかりとしたチェック体制を構築していきたい。

【調査】

■行政改革について

Q デジタルデバインド対策として、デジタル人材の育成が重要になってくると考えるが、市の考え方はどうか。

A デジタル人材の育成に関しては、国や東京都の研修制度の活用やデジタル人材の育成を全庁的に推進していくための体制構築などが必要と考えている。

【報告事項】

- ・武蔵国分寺跡史跡指定100周年記念事業ロゴマーク等の決定について
・個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う個人情報保護制度の見直しについて など

Table with 2 columns: 武蔵国分寺跡 ロゴマーク, 史跡指定100周年記念 キャッチフレーズ. Content includes '天平の記憶 つないだ100年 つなぐ100年'.

厚生文教委員会

【議案の審査】

■議案第46号 国分寺市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例について

Q 改正漏れに対する再発防止策について、どのように考えているか。

A 条文を緻密に何度も確認した上で、複数の目で点検し、漏れがないように努めていく。

【調査】

・地域福祉計画について

Q 地域福祉計画と健康増進計画の策定に当たって実施するアンケートの対象者数と回答方法を教えてほしい。

A 対象者数は3,000人を予定。回答方法は、紙

またはシステムで回答できるよう検討している。

Q 試行的に週1回、市役所第2庁舎1階に福祉の総合相談窓口を設置する意義は。

A 複合・複雑化した課題を抱えている市民に対して、関係機関と共に支援していくような体制を構築することができると考えている。

【報告事項】

・特定健康診査に係る実施方法の一部変更について

Q 個別健診も可とする案内は市の国民健康保険加入者で50歳以上の方全員に送付されるのか。

A すでに受診されている方などを除き、対象となる全ての方に送付を予定している。

・保育所の入所及び待機児童の状況について

- Q 保育の利用率を教えてください。
A 今年度は50.9%となり、初めて5割を超えた。
・学童保育所の入所状況について など

保育所の待機児童の状況(各年度4月1日現在)

Table with 7 columns: Age Group, Heisei 29, Heisei 30, Heisei 31, Reiwa 2, Reiwa 3, Reiwa 4. Rows include 0歳, 1歳, 2歳, 3歳, 4歳以上, 合計.

建設環境委員会

【議案の審査】

■議案第47号 国分寺市立公園条例の一部を改正する条例について

Q 新設される「西町ほしぞら公園」(西町一丁目)の植栽や遊具はどのように選定されたのか。

A この公園は開発事業者からの提供公園であるため、事業者が選定し整備した。市は、モミジのシルエットやサツキなどの植栽を希望した。

Q 公園内に藤棚が設けられていて、数年すれば涼しげな日陰ができるだろう。温暖化の問題もある中で、公園の日陰に対する市の考え方はどうか。

A 状況を見ながら、可能な対策を提案していきたい。

■議案第49号 市道路線の認定について

Q 市道と特定道路のおおよその違いは何か。
A 市道は道路法の適用を受けるもので、特定道路は道路法の適用されないものを市で管理するという位置づけである。

Q 通り抜けができるようになったことに伴い市道西221号線(西町一丁目)の安全対策についての考えは。

A 宅地開発により小さいお子さんも増えてくると思われる。路側帯へのカラー舗装や、注意喚起の看板設置などを考えている。

■議案第50号 市道路線の認定についてを審査

【報告事項】

- ・西国分寺駅東側周辺地区まちづくりの検討状況について
・西国分寺駅北口駅前エリアの検討状況について など



公共施設等総合管理特別委員会

【報告事項】

・現庁舎用地の利活用について

Q 対象面積はどのくらいになるのか。

A 現庁舎用地の敷地面積が約10,800平米で、複合公共施設が約2,800平米、民間活用事業の部分が約8,000平米と想定している。

Q 集約される施設で二次避難所に指定されているものがあるが、複合公共施設はどうなるのか。また、災害時の備蓄についての考え方はどうか。

A 複合公共施設は、防災面においても集約される施設と同様の機能を維持することになる。備蓄については、必要な設備や物品等を所管課と早めに調整・検討を行っていききたい。

Q 複合公共施設については、3階建ての一つの建物に各公共施設の機能を集約するというこ

とでよいか。

A そのように考えている。また、各階は段差等が無いフラットな作りとなるよう想定している。

Q 集約される施設の位置づけや機能がそれぞれ違う中で、複合公共施設の諸室の考え方をどのように整理しているのか。

A 集約される施設の機能が維持されることが考え方の基本にある。諸室の運用は今後の検討課題であり、運用の検討の中で諸室の配置なども決まってくるものと考えている。

Q フリースペースは、どのような形で設置されるのか。

A 廊下等の共用部分とは別に設けるもので、基本的には仕切りなどをせずに自由に出入りができ、そこに椅子やベンチなどを設置するイメ

ージを持っている。他市の先行事例等も参考にしながら検討していく。

・公共施設マネジメントの運用について など

現庁舎用地利活用のコンセプト(素案)

